

四半期報告書導入への 東証の対応

制度調査部
横山 淳

東証上場制度総合整備プログラム

【要約】

- 2008年3月28日、東証は「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う有価証券上場規程等の一部改正について」を公表した。
- この中で2008年4月から導入された四半期報告書に対する東証としての対応を示している。
- 具体的には、現在、半期報告書について定められている各種の規定（適時開示、提出遅延、虚偽記載など）を四半期報告書に置き換えることとしている。
- それに併せて、いわゆる四半期決算短信についても新様式・作成要領が公表されている。

※本稿は、2008年1月31日付レポート「四半期報告書への東証の対応案」を、最終的な改正規則に基づいて書き改めたものである。

はじめに

- 2008年3月28日、東京証券取引所（以下、東証）は、「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う有価証券上場規程等の一部改正について」を公表した¹。また、3月19日付で「四半期決算短信の新様式・作成要領」²も公表している。
- この中で、東証は、金融商品取引法の下で新たに導入された四半期報告書に対する東証としての対応を示している。これは東証が進める上場制度総合整備プログラムの一環でもある。
- 金融商品取引法の下では、上場会社等は、2008年4月1日以後開始する事業年度から四半期報告書の提出が、法律により義務付けられる³（金融商品取引法24条の4の7第1項）。これまで「半期報告書」が提出されていた中間期（3月決算の会社の場合、9月中間期）においても、上場会社は、第2四半期についての「四半期報告書」が提出される。
- それに伴い東証も上場会社が提出する四半期報告書に関連する規則の整備を行ったのである。併せて、従来の取引所の自主ルールに基づく「四半期開示」を「四半期決算短信」として改組している。以下、本稿では、その主な内容を紹介する。

¹ 東証のウェブサイト(<http://www.tse.or.jp/rules/regulations/taisho.html>)に掲載されている。なお、同時に、東京証券取引所自主規制法人からも「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う業務規程の一部改正について」も公表されている。

² 東証のウェブサイト(<http://www.tse.or.jp/rules/kessan/quarter/q-yoryo/index.html>)に掲載されている。

³ 金融商品取引法の下での四半期報告書については、拙稿「四半期報告書の細目」(2007年8月31日付 DIR 制度調査部情報)など参照。

1. 上場廃止等の取扱い

○東証は、上場会社の四半期報告書について、次のような場合には、その会社を上場廃止処分とすることを予定している（有価証券上場規程2条88項、601条10、11号）。

- ①四半期レビュー報告書を添付した四半期報告書を、法定期限（四半期末から45日以内）経過後1ヶ月以内に提出しなかった場合
- ②四半期報告書に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大である場合
- ③四半期レビュー報告書に「否定的結論」や「結論の不表明」が記載され、かつ、その影響が重大である場合

○これらは、従来の有価証券報告書等に関する取扱いを四半期報告書についても適用するものである。

○なお、①については経過措置が講じられている。具体的には、四半期報告書の不提出による監理銘柄（確認中）指定及び整理銘柄指定が行われる期日を、適用初年度に限り、それぞれ本則よりも15日延長して適用することとしている（有価証券上場規程改正附則7項、有価証券上場規程施行規則改正附則5項など）。

	本則	提出初年度の特例
四半期報告書提出の法定期限	四半期末から45日以内	同左
監理銘柄（確認中）指定（※） ・・・上場廃止のおそれ	法定期限（四半期末から45日）までに提出できる見込みのない旨を開示など	法定期限（四半期末から45日）後15日以内に提出できる見込みのない旨を開示など
整理銘柄指定 ・・・上場廃止の確定	法定期限（四半期末から45日）後1ヶ月以内に提出しない	法定期限（四半期末から45日）後90日以内に提出しない

（※）「監理銘柄（確認中）」指定とは、その指定された銘柄について、形式的な要件（有価証券報告書等の不提出、株主数の減少、他社の完全子会社化など）を理由として上場廃止のおそれが生じているということである。つまり、東証として本当に上場廃止基準の形式的な要件に抵触しているか否かを「確認中」という訳である。それに対して、上場廃止の判断について、形式的な要件だけではなく、例えば、「その影響が重大であるか？」といった東証による実質的な審査が必要とされる場合については、「監理銘柄（審査中）」に指定される。

○これは初年度においては、様々な混乱とそれに伴う提出の遅れが発生する危険性に考慮したものだと考えられる。

2. 適時開示の取扱い

○上場会社の四半期報告書に関連して、次の状況に該当する場合は、直ちに適時開示を行うことが求められる。

- ①四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動（有価証券上場規程402条1号ak、2号t）
- ②四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合（同1号a1）
- ③四半期末日において保有する有価証券に含み損が発生している場合（同2号q）

- ④四半期レビュー報告書を添付した四半期報告書の提出について次の場合（同2号u）
- ア 法定期限内（四半期期末から45日以内）に提出できる見込みのない場合
 - イ 法定期限内に提出しなかった場合
 - ウ 前記ア、イの開示後に提出した場合
- ⑤四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、「否定的結論」などが記載されることとなった場合（同2号v）

○これらは、現在、半期報告書について求めている適時開示の内容を、四半期報告書について引き継ぐものである。

○なお、前記④については経過措置が講じられている。具体的には、四半期報告書の提出遅延に関する適時開示の基準を、それぞれ本則よりも15日延長して適用することとしている（有価証券上場規程改正附則6項など）。具体的には次の通りである。

- ◇適用初年度については、四半期レビュー報告書を添付した四半期報告書の提出について次の場合に適時開示を求める
- ア 法定期限（四半期期末から45日以内）後15日以内に提出できる見込みのない場合
 - イ 法定期限後15日以内に提出しなかった場合
 - ウ 前記ア、イの開示後に提出した場合

3. 四半期決算短信

○東証は、金融商品取引法上の四半期報告書導入後も、取引所の自主ルールに基づく四半期開示制度は継続することとしている。

○これは金融商品取引法に基づく法定開示書類である四半期報告書が導入された後も、「四半期の状況に関する有用な情報を可及的速やかに投資者に伝えるための速報としての役割」が取引所の自主ルールに基づく四半期開示制度に期待されるという考え方に基づくものである。

○この考え方を踏まえ、東証は、従来の「四半期財務・業績の概況」を「四半期決算短信」に改組した上で、上場会社に対して決算内容の開示を求めている（有価証券上場規程404条）。

○同時に、「上場会社における実務負担を考慮のうえ、四半期決算短信の迅速な開示を促す観点」から開示内容についても次のような見直しを行っている（「四半期決算短信の新様式・作成要領」）。なお、網掛け部分が主な変更箇所である。

(改正前) 四半期財務・業績の概況	(改正後) 四半期決算短信 (※1)
【ヘッダー情報】	【ヘッダー情報】
上場会社名	} 同左
コード番号	
上場取引所	
URL	
問合せ先（代表者・責任者）	
電話番号	
(新規)	四半期報告書提出予定日

配当支払開始日	同左
【サマリー情報】	【サマリー情報】
1. 平成〇年〇月期第〇四半期の連結業績	1. 平成〇年〇月期第〇四半期の連結業績
(1)連結経営成績	同左（※2）
・売上高	
・営業利益	
・経常利益	
・四半期純利益	
・1株当たり四半期純利益	
・潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
(2)連結財政状態	同左（※2）
・総資産	
・純資産	
・自己資本比率	
・1株当たり純資産	
(新設)	・自己資本
(3)連結キャッシュ・フローの状況（省略可）	(削除)
・営業活動によるキャッシュ・フロー	
・投資活動によるキャッシュ・フロー	
・財務活動によるキャッシュ・フロー	
・現金及び現金同等物期末残高	
2. 配当の状況	2. 配当の状況
・1株当たり配当金（四半期実績のみ）	・1株当たり配当金（期中実績／予想）
3. 平成〇年〇月期の連結業績予想（省略可）	3. 平成〇年〇月期の連結業績予想（省略不可）
・売上高	・売上高
・営業利益	・営業利益
・経常利益	・経常利益
・当期純利益	・当期純利益
・1株当たり（予想）当期純利益	・1株当たり（予想）当期純利益
4. その他	4. その他
(1)期中における重要な子会社の異動	同左
(2)会計処理の方法における簡便な方法の採用の有無	(2)簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用
(3)最近連結会計年度からの会計処理の方法の変更の有無	(3)四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更
(新設)	(4)発行済株式数
※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項	同左
【定性的情報・財務諸表等】	【定性的情報・財務諸表等】
1. 連結経営成績に関する定性的情報	1. 連結経営成績に関する定性的情報
2. 連結財政状態に関する定性的情報	2. 連結財政状態に関する定性的情報
3. 連結業績予想に関する定性的情報（省略可）	3. 連結業績予想に関する定性的情報（省略不可）
4. その他	4. その他
(1)期中における重要な子会社の異動	同左
(2)会計処理の方法における簡便な方法の採用	(2)簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作

	成に特有の会計処理の適用
(3)最近連結会計年度からの会計処理の方法の変更	(3)四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更
5. (要約) 四半期連結財務諸表	5. 四半期連結財務諸表
(1) (要約) 四半期連結貸借対照表	(1)四半期連結貸借対照表
(2) (要約) 四半期連結損益計算書	(2)四半期連結損益計算書 (※3)
株主資本等変動計算書 (省略可)	(削除)
(3) (要約) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 (省略可)	(3)四半期連結キャッシュ・フロー計算書 (省略可)
(新設)	(4)継続企業の前提に関する注記 (※4)
(4)セグメント情報 (省略可)	(5) 同左
(新設)	(6)株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 (※4)

(出所) 東京証券取引所「四半期財務・業績の概況 様式・作成要領 (一部、二部上場会社用)」、「四半期決算短信の新様式・作成要領」などを基に大和総研制度調査部作成

(※1) 東証一部・二部上場の一般事業会社(連結財務諸表作成会社)による四半期開示を想定している。

(※2) 連結経営成績については、四半期連結累計期間について記載する。つまり、3月決算会社の第3四半期の場合、4～12月累計の情報を開示する。

(※3) 四半期連結累計期間は必須。四半期連結会計期間(3ヵ月分)は原則として省略可能。

(※4) 該当事項がない場合は「該当事項なし」と記載。

- なお、新しい四半期決算短信の開示のタイミングについて、東証は次のように(四半期末から)30日以内の開示が望ましいとしている。

四半期決算短信の様式・作成要領は、開示の迅速性が年度末の決算以上に重視されるものであることを踏まえ、速報としての役割と上場会社における実務負担を考慮し、その記載内容を年度末決算短信と比較してより速やかに投資者に伝えるべき事項に限定しています。したがって、四半期決算発表では、少なくとも年度末の決算発表と同等以上の早期開示が求められるところであり、目安としては、四半期末後30日以内の開示がより望ましいと考えられます。

上場会社各社におかれましては、これに向けた迅速な開示を行うための体制を整えるようお願いいたします。

- 前述の通り、金融商品取引法に基づく四半期報告書の提出期限は「(四半期末から)45日以内」と比較的短期に設定されている(金融商品取引法施行令4の2の10③)。それを踏まえて、速報性が重んじられる取引所規則に基づく四半期決算短信については、それ以上に早いタイミングでの開示が求められるということであろう。

4. 施行期日

- 東証は、今回の改正有価証券上場規程を2008年4月1日から施行している。
- 具体的な適用については、施行日(2008年4月1日)以後開始する事業年度から適用することとしている(有価証券上場規程改正付則2項)。
- また、「四半期決算短信の新様式・作成要領」についても、同様に2008年4月1日以後開始する事業年度から適用することとしている。

○なお、東証は、新しい四半期決算短信についての経過措置として、「四半期決算短信における適用初年度の対応について」「四半期決算短信における適用初年度の対応について（追加）」を公表している⁴。

○参考までに、適用初年度の特例について主な内容を紹介しますと次の通りである。

連結経営成績	◇前四半期の情報としては、前年度の「四半期財務・業績の概況」の数値を記載。 ◇前年同四半期増減率については「―」を記載
会計基準等の改正に伴う変更	◇「有」を選択
業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項	◇「当期より四半期会計基準を適用している旨」及び「当期より四半期財務諸表等規則等に基づき四半期（連結）財務諸表を作成している旨」を記載
四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更	◇「四半期会計基準の適用初年度である旨」を記載
財務諸表等	◇前四半期の情報として、前年度の「四半期財務・業績の概況」の数値を記載。 ◇前四半期に係る財務諸表等と、当四半期に係る財務諸表等は、それぞれ別のページに記載。 ◇その際、当四半期に関する財務諸表等を先にまとめて記載し、前四半期に関する財務諸表等については、当四半期に係る財務諸表等の次にまとめて記載し、その冒頭に「参考資料」である旨を明記。 ◇当四半期に係る財務諸表のみをX B R L形式により開示。 ◇加えて、P D F形式による当四半期及び前四半期に関する財務諸表を別途作成・提出。 ◇このP D F形式により作成した財務諸表について、「5. 四半期（連結）財務諸表」の表題の後に「当期より四半期会計基準を適用している旨」及び「当期より四半期連結財務諸表規則（四半期財務諸表等規則）等に基づき四半期（連結）財務諸表を作成している旨」を記載。
任意で四半期会計期間（3ヵ月）の損益計算書を開示する場合	◇前年同四半期会計期間（3か月）に係る損益計算書の開示は不要（開示してもよい）。

⁴ 東証のウェブサイト(<http://www.tse.or.jp/rules/kessan/quarter/q-yoryo/index.html>)に掲載されている。